

北海道大学大学院法学研究科

法学政治学専攻（研究大学院）博士後期課程

（平成22年度）

募 集 要 項

目 次

北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻（研究大学院）の基本目標と教育の概要	1
（一 般 入 試）	
平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程学 生 募 集 要 項	3
平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程入学資格審査要項	7
（社会人コース）	
平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程学 生 募 集 要 項	9
平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程入学資格審査要項	13
（外国人留学生入試）	
平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程学 生 募 集 要 項	15
平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程入学資格審査要項	19
大学院指導教員一覧	21

募集要項・願書等に関する問い合わせ先

(〒060-0809) 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

電話 (011) 706-3964

なお、募集要項・願書等の郵送を希望する場合は封筒表面に「平成22年度大学院入学願書請求（博士後期課程）」と朱書きし、返信用封筒（A4判用〔角2型〕封筒に宛先を明記し、200円切手〔普通郵便の場合〕を貼付したものを。）を同封の上、上記住所へ郵送すること。

[1] 研究大学院修士課程

(i) 教育の基本目標

研究大学院修士課程は、研究者・教師・マスコミ関係などの知的職業人や高度の専門的知識を備えた企業人などを志望して法学・政治学の研究を進めたいと考える学生、リカレントを希望して法学・政治学の専門的知識を学び直したいと考える社会人（教師・企業法務職・実務法曹などの専門職に従事する人、生涯教育を求める市民など）、さらに日本の法学・政治学を広く学んで本国でのキャリアに資そうとする留学生などに対して、法学・政治学における〈複眼的専門知の修得〉をめざした理論教育を提供する。

(ii) カリキュラムの概要

① 修士課程においては、少人数教育を基本とする密接な研究指導体制をとると共に、多様なニーズを念頭に置いて〈複眼的専門知の修得〉に資するカリキュラムを設定する。

② カリキュラムにおいては、「現代法政論」、「基礎法政論」、「比較法政論」の3つの履修科目群を区分し、一つの分野を軸として他分野にもまたがる複眼的な研究を行うことで法と政治における理論-歴史-比較の通観を可能にすると共に、様々な分野の科目を学びつつ関心に則して段階的に研究を発展させるための履修ガイドラインを設け、さらに専門職大学院や博士後期課程との間の相互交流も図る形で授業科目を配置して、主副2人の指導教員による研究指導を行う。

③ 履修ガイドラインにおいては、基本的に1年次に履修するのが望ましい基礎的科目と基本的に2年次以降に履修するのが望ましい応用的科目等を区分し、複眼的専門知の概観から習熟へという段階的研究をガイドする。また研究会参加を通じたディシプリンの形成や、外国語演習による語学力の鍛錬も促進する。

④ 以上の履修プロセスのうちで、研究者を志す学生は博士後期課程における本格的研究の準備作業を行い、教員・ジャーナリストといった知的職業人をめざす学生やリカレントを求める社会人などは知性ある市民に必須の高度な専門知の修得を目ざして、それぞれの進路を定める。

[2] 研究大学院博士後期課程

(i) 教育の基本目標

研究大学院博士後期課程では、修士課程における複眼的専門知の涵養に支えられたうえでさらに〈複眼的専門知の深化〉を目的として、広がりや深みのある専門研究を完成し、社会の高度化・グローバル化に対応できる研究者の育成をめざす。

(ii) スクーリングの概要

① 博士後期課程では〈複眼的専門知の深化〉をめざす授業科目と研究会を中心として基本スクーリングが行われる。この中で、特に研究の基礎力を身につけるための古典的な外国語文献講読等の演習に力点を置き、専門職大学院修了者等についても、外国語特別研究などにより語学力の向上をはかる。また、博士後期課程でも各種研究会を通じて研究能力を養うと共に、さらに論文指導を設けて、博士論文の構想・執筆について密接な指導を行う。

② 課程博士の学位授与を円滑にするために、博士論文構想中間報告や事前審査論文の提出などを通じて、論文作成の指導を進める。また、社会人博士コースに入学した学生については、実務的知識を活用して執筆された多様な形態の論文を社会人博士論文として認め、課程博士を取得することを推奨する。さらに、留学生に対しても積極的な支援と研究指導を行う。

平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程 学生募集要項

平成22年度本研究科博士後期課程の入学者選考試験を下記により実施する。

1. 募 集 人 員

博士後期課程

法学政治学専攻 若干名

2. 出 願 資 格

次の各号の一に該当する者

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成22年3月までに取得見込みの者
- ※(2) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (3) 外国の大学において、大学院の修士課程又は専門職学位課程と同等以上と認められる課程を修了した者及び平成22年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与見込みの者
- ※(6) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの及び平成22年4月1日までに24歳に達するもの

※前記(2)「文部科学大臣の指定した者」

- ①『大学を卒業した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者』
- ②『外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者』

※前記(6)は、高等専門学校・短期大学の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本分校・外国人学校の卒業者など大学卒業資格を有さない者で、修士の学位又は専門職学位を有していない者を対象とする。

3. 願 書 受 理 期 間

平成21年12月1日（火）から12月7日（月）まで

注 必ず郵送とすること。【12月7日当日の消印有効】

（12月8日以降の消印の出願書類は受理しない。）

4. 資 格 審 査

前記出願資格のうち、(2)・(6)により出願しようとする者に対しては、別添「入学資格審査要項」により個別に入学資格の審査を行う。

5. 出 願 手 続

入学志願者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の「簡易書留」郵便として下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書」と朱書すること。

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入 学 願 書 （本研究科所定の用紙によること。）

- (2) 写 真 3 葉 (出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書、受験票、写真票の所定の個所に貼付のこと。)
- (3) 成 績 証 明 書 (在籍又は出身大学院研究科長作成のもの。)
- (4) 修 士 論 文 ・ 此 れ に 代 わ る 論 文 又 は 研 究 論 文 (修士論文・これに代わる論文は、出身大学院研究科長の証明のあるもの1部及びそのコピー2部。
ただし、特別な事情があると認めるときは、参考論文の提出を求められることがある。提出された論文は返還しない。
なお、修士論文(写)を出願期間内に提出できないときは1月22日(金)までに必ず提出すること。)
(研究論文とは、法科大学院等論文を修了要件としない専門職大学院の修了者を対象として提出を求めるものである。該当者は研究関心に即したテーマで作成すること。
リサーチ・ペーパーなどの名目で論文作成を行った専門職大学院の修了者は、当該論文が下記の字数に相当する場合には、リサーチ・ペーパーなどを提出してもよい。
研究論文の字数については、最低でも1万5千字程度とするが、専攻区分で基礎法学を選択する場合は、最低でも2万5千字程度とする。
(最終出身学校のみでよい。本研究科在籍者は、修了見込証明書を提出しなくてもよい。)
- (5) 修 了 証 明 書 又 は 修 了 見 込 証 明 書 (所定用紙)
- (6) 受 験 票 ・ 写 真 票 宛 名 票 (所定用紙)
- (7) 返 信 用 封 筒 1 通 (受験票送付用：定形封筒 [23.5×12cm] にあて先を明記し、360円切手を貼付のこと。)
- (8) 検 定 料 30,000円
(ただし、本学大学院修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する場合は不要である。)
- ① 別添の「払込書」の※欄に、志願者(本人)の住所・氏名(漢字、フリガナ)・電話番号を黒のボールペンで正確に記入して郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込むこと。【ATMは使用不可】
- ② 「払込金受領書」及び「検定料受付証明書」を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口から受け取る際には、必ず「受付局日附印」を確認すること。「受付局日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
- ③ 「受付局日附印」が押印された「検定料受付証明書」を願書に添付の台紙に貼り付けて提出すること。
- ④ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込みの手続きをすること。

6. 選 考 方 法

学力試験(論文審査を加える。)の結果等を総合して合格者を決定する。

7. 学 力 試 験

(1) 筆 記 試 験

ア 試 験 科 目 英語・独語・仏語・露語・中国語から選択すること。

専攻区分で基礎法学を選択し、法哲学、法史学を専攻する者、及び専攻区分で政治学を選択する者は、上記試験科目から2カ国語を課す。それ以外の者は、上記試験科目から1カ国語を課す。

なお、2カ国語を課される者で、上記の5つの言語圏以外の地域(日本を除く。)を研究対象とするものは、「10. その他(3)」を参照すること。

イ 試 験 日 程

月 日	専 攻	試 験 時 間			備 考
		自 10:00 至 12:00	自 13:00 至 15:00	自 15:30 至 17:30	
平成22年 2月1日(月)	法学政治学専攻	外国語 A	外国語 B	外国語 C	当該外国語の辞典1冊に限り持込みを認める。

- * 各外国語科目の試験時間は、受験票送付の際通知する。
- * 電子辞書の使用は認めない。

(2) 口 述 試 験

平成 2 2 年 2 月 2 日 (火) , 3 日 (水) 午前 1 0 時から

8. 試 験 場 所

札幌市北区北 9 条西 7 丁目 北海道大学大学院法学研究科・法学部

9. 合 格 者 発 表

平成 2 2 年 2 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時

北海道大学法学研究科・法学部事務室前に掲示するとともに、受験者には郵送により通知する。
電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、2月24日以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

1 0 . そ の 他

- (1) 出願手続後は、書類の変更を認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。
- (2) 本募集要項により志願する者は、別に行われる博士後期課程（社会人コース）との併願はできない。
- (3) 専攻区分で基礎法学を選択し、法哲学、法史学を専攻する者、及び専攻区分で政治学を選択する者で、英・独・仏・露・中国語の5つの言語圏以外の地域（日本を除く。）を研究対象とするものについては、筆記試験において、英・独・仏・露・中国語のうちから1か国語を選択し、他の1か国語の筆記試験は、その研究対象地域の研究機関等からの当該言語に関する証明書をもって代えることを、特に認めることがある。この措置によって、受験を希望する者は、事前に外国語科目を審査するので、平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日 (金) までに、次の書類を本研究科に提出すること。（郵送による場合も同日までに必着のこと。）
 - 1 従来の研究の要旨（論文がある場合は添付すること。）
 - 2 今後の研究計画書（A 4 判の用紙によること。）
 - 3 研究対象地域の研究機関等（留学先の指導教官等）による当該言語の能力を証明する文書
 - 4 返信用封筒（定形封筒 [23. 5×12㎝] にあて先を明記し、3 5 0 円切手貼付のもの。）
- (4) 長期履修について
本研究科では、職業を有している等の事情（※ 1）によって、標準修業年限である3年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する（※ 2）ことを願い出た者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。
この制度に関する照会は随時受け付けるが、適用申請方法等については、合格発表後に送付する入学手続きに関する書類で通知する。
※ 1 ① 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
② 研究科において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認められた者
③ 研究科において、育児、親族の介護等前 2 号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認められた者
※ 2 在学年限は6年を超えることができない。
- (5) 入学検定料の取り扱いについて
出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。
ア 検定料の返還ができる場合
① 検定料を払い込んだが北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻の出願書類等を提出しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類が受理されなかった場合
② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
イ 返還請求の方法
願書提出先に、「検定料払戻請求書（所定様式）」を返信用封筒（定形封筒にあて先を明記

し、80円分の切手を貼付)を同封の上請求すること。

「検定料払戻請求書(所定様式)」に必要事項を記入の上、必ず「検定料受付証明書」を添付して、下記【送付先】へ速やかに郵送すること。

払い戻しには相当の日数がかかるので、あらかじめご了承ください。

【送付先】 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部会計担当
TEL 011-706-3122, 3123

なお、出願が受理されなかった場合については、本学から別途返還に必要な書類を郵送する。

- (6) 身体に障害のある者で受験に際し特別の配慮を必要とする場合は、12月1日(火)までに法学研究科・法学部学事担当へ申し出ること。
- (7) 高等学校卒業以降の履歴を漏れなく記載すること。なお、入学後、履歴中に虚偽の事項の記載又は記載すべき事項を記入しなかったことが判明した場合には、入学を取り消すことがある。
- (8) 個人情報の取扱いについて
- ① 本学が保持する個人情報は、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
 - ② 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については1)入学者選抜、2)合格発表、3)入学手続き、4)入学者選抜方法等における調査・研究、5)及びこれらに付随する業務を行うために利用します。
 - ③ 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の1)教務関係(学籍、修学指導等)、2)学生支援関係(健康管理、奨学金申請等)、3)授業料等に関する業務を行うために利用します。
 - ④ ③の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である1)北海道大学体育会、2)財団法人北海道クラーク記念財団、3)北海道大学法学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合があります。

入学資格審査要項

平成22年度本研究科博士後期課程へ入学を志願する者のうち、出願資格(2)「大学を卒業した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」、「外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」並びに出願資格(6)「本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの及び平成22年4月1日までに24歳に達するもの」により出願する者の入学資格審査を下記により実施する。

1. 願書受理期間

平成21年11月9日(月)から11月13日(金)まで

注 必ず郵送とすること。【11月13日当日の消印有効】

(11月14日以降の消印の出願書類は受理しない。)

2. 出願手続

入学志願者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の「簡易書留」郵便として下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書(資格審査)」と朱書すること。

(〒060-0809) 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書(資格審査を含む) (本研究科所定の用紙によること。)
- (2) 写真 1 葉 (出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書の所定の個所に貼付のこと。)
- (3) 成績証明書 (最終出身学校のみでよい。)
- (4) 卒業証明書 (最終出身学校のみでよい。)
- (5) 従来の研究の要旨 (論文がある場合は添付すること。)
- (6) 研究計画書 (A4判の用紙によること。)
- (7) その他研究歴証明書等参考となるもの。
- (8) 返信用封筒1通 (資格審査結果通知用：定形封筒[23.5×12㎝]にあて先を明記し、350円切手を貼付のもの。)

3. 入学資格審査の方法

提出書類により資格審査を行う。ただし、必要と認めた者については口述審査を行うことがある。

4. 口述審査

平成21年11月24日(火) 午前10時

5. 口述審査場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院法学研究科・法学部

6. 入学資格審査の結果

入学資格審査の結果は、本人あて郵送により通知する。

電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、12月1日以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

7. その他

出願手続後は、書類の変更は認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

8. 博士後期課程選考試験の受験について

本審査要項により入学資格を認められた者は、平成22年2月1日～2月3日に行う博士後期課程の選考試験を受験することができる。この選考試験を受験する者は、検定料30,000円を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振込みの手続をした上で、「検定料受付証明書」及び受験票、写真票、宛名票、返信用封筒1通を平成21年12月1日(火)～12月7日(月)までに、本研究科あて郵送すること。(郵送は「速達」の「簡易書留」郵便とすること。なお、受付は郵送のみとし、窓口を持参しても受付しないので注意すること。)

平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程 (社会人コース) 学生募集要項

1. 社会人コースの目的

本研究科博士後期課程では、従来より、自立して研究活動を行い、専門分野における学術研究の推進に寄与する能力を養うことを目的とする研究者養成のためのコースが置かれてきたが、平成6年度より、高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力と、その豊かな学識を養うことを目的とする社会人コースを新たに設けた。

対象となるのは、後記「3. 出願資格」で示す研究経験・社会経験を有する者であり、また、常時研究室において研究を進める者だけでなく、職業あるいは社会活動に従事しながら博士後期課程の研究をしようとする者の入学を認める。

2. 募 集 人 員

博士後期課程(社会人コース)

法学政治学専攻 若干名

3. 出 願 資 格

次の各号の一に該当する者で、それに加えて大学を卒業した後、あるいは22歳以降に大学、研究機関において2年以上(出願時)の研究経験を有するか、又は、法学、行政学、政治学に関連のある2年以上(出願時)の専門的な社会経験を有する者

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成22年3月までに取得見込みの者
- (2) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (3) 外国の大学において、大学院の修士課程又は専門職学位課程と同等以上と認められる課程を修了した者及び平成22年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与見込みの者
- (6) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

注①：上記(1)、(3)、(4)、(5)において、課程修了に要した年限は、「研究経験・社会経験」の年限には算入しない。例えば、修士課程又は専門職学位課程を2年で修了した者の場合、それに加えて2年以上の「研究経験・社会経験」を要し、通算4年以上の「研究経験・社会経験」があることが出願資格となる。

注②：上記(2)「文部科学大臣の指定した者」

①『大学を卒業した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者』

②『外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者』

これらの要件をみたすための「2年以上」の研究経験に加え、「2年以上」の「研究経験・社会経験」が必要となり、通算4年以上の「研究経験・社会経験」を有することが出願資格となる。これにより出願する者は、入学資格審査を行う。

注③：(6)の者は、入学時に26歳に達していることが必要となる。

4. 願書受理期間

平成21年12月1日(火)から12月7日(月)まで

注 必ず郵送とすること。【12月7日当日の消印有効】

(12月8日以降の消印の出願書類は受理しない。)

5. 資格審査

前記出願資格のうち(2)並びに(6)により出願しようとする者に対しては別添「入学資格審査要項」により個別に入学資格の審査を行う。

6. 出願手続

入学志願者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の「簡易書留」郵便として下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書」と朱書すること。

(〒060-0809) 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書 (本研究科所定の用紙によること。)
- (2) 写真3葉 (出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書、受験票、写真票の所定の個所に貼付のこと。)
- (3) 成績証明書 (在籍または出身大学院研究科長作成のもの。)
- (4) 修士論文・これに代わる論文又は研究論文 (修士論文・これに代わる論文は、出身大学院研究科長の証明のあるもの1部及びそのコピー2部。
ただし、特別な事情があると認めるときは、参考論文の提出を求めることがある。提出された論文等は返還しない。)
(研究論文とは、法科大学院等論文を修了要件としない専門職大学院の修了者を対象として提出を求めるものである。該当者は研究関心に即したテーマで作成すること。
リサーチ・ペーパーなどの名目で論文作成を行った専門職大学院の修了者は、当該論文が下記の字数に相当する場合には、リサーチ・ペーパーなどを提出してもよい。
研究論文の字数については、最低でも1万5千字程度とするが、専攻区分で基礎法学を選択する場合は、最低でも2万5千字程度とする。)
- (5) 修了証明書又は修了見込証明書 (最終出身学校のみでよい。本研究科在籍者は、修了見込証明書を提出しなくてもよい。)
- (6) 研究計画書 (A4判の用紙によること。)
- (7) 研究経験・社会経験を証明するもの
- (8) 勤務先上司等による実務上の経験及び能力に関する推薦書があれば、資料として提出することを認める。
- (9) 受験票・写真票 (所定用紙)
宛名票
- (10) 返信用封筒 1通 (受験票送付用：定形封筒 [23.5×12㎜] にあて先を明記し、360円切手を貼付したもの。)
- (11) 検定料 30,000円

(ただし、本学大学院修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する場合は不要である。)

- ① 別添の「払込書」の※欄に、志願者(本人)の住所・氏名(漢字、フリガナ)・電話番号を黒のボールペンで正確に記入して郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込むこと。【ATMは使用不可】
- ② 「払込金受領書」及び「検定料受付証明書」を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口から受け取る際には、必ず「受付局日附印」を確認すること。「受付局日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
- ③ 「受付局日附印」が押印された「検定料受付証明書」を願書に添付の台紙に貼り付けて提出すること。
- ④ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込みの手続きをすること。

7. 選考方法

学力試験（論文審査を加える。）の結果等を総合して合格者を決定する。

8. 学力試験

(1) 筆記試験

ア 試験科目 英・独・仏・露・中国語のうちから1か国語を選択すること。

イ 試験日程

月 日	専 攻	試 験 時 間			備 考
		自 10:00 至 12:00	自 13:00 至 15:00	自 15:30 至 17:30	
平成22年 2月1日(月)	法学政治学専攻	外国語 A	外国語 B	外国語 C	当該外国語の 辞典1冊に 限り持込みを 認める。

* 各外国語科目の試験時間は、受験票送付の際通知する。

* 電子辞書の使用は認めない。

(2) 口述試験

平成22年2月2日(火)、3日(水) 午前10時から

9. 試験場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院法学研究科・法学部

10. 合格者発表

平成22年2月18日(木) 午前10時

北海道大学法学研究科・法学部事務室前に掲示するとともに、受験者には郵送により通知する。

電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、2月24日以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

11. その他

(1) 出願手続後は、書類の変更を認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

(2) 本募集要項により博士後期課程(社会人コース)を志願する者は、博士後期課程(一般入試)との併願はできない。

(3) 長期履修について

本研究科では、職業を有している等の事情(※1)によって、標準修業年限である3年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する(※2)ことを願ひ出た者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。

この制度に関する照会は随時受け付けるが、適用申請方法等については、合格発表後に送付する入学手続きに関する書類で通知する。

※1 ① 官公庁、企業等に在職している者(給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。)または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者

② 研究科において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認められた者

③ 研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認められた者

※2 在学年限は6年を超えることができない。

(4) 入学検定料の取り扱いについて

出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。

ア 検定料の返還ができる場合

① 検定料を払い込んだが北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻の出願書類等を提出しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類が受理されなかった場合

② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

イ 返還請求の方法

願書提出先に、「検定料払戻請求書(所定様式)」を返信用封筒(定形封筒にあて先を明記

し、80円分の切手を貼付)を同封の上請求すること。

「検定料払戻請求書(所定様式)」に必要事項を記入の上、必ず「検定料受付証明書」を添付して、下記【送付先】へ速やかに郵送すること。

払い戻しには相当の日数がかかるので、あらかじめご了承ください。

【送付先】 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部会計担当
TEL 011-706-3122, 3123

なお、出願が受理されなかった場合については、本学から別途返還に必要な書類を郵送する。

- (5) 身体に障害がある者で受験に際し特別の配慮を必要とする場合は、12月1日(火)までに法学研究科・法学部学事担当へ申し出ること。
- (6) 高等学校卒業以降の履歴を漏れなく記載すること。なお、入学後、履歴中に虚偽の事項の記載又は記載すべき事項を記入しなかったことが判明した場合には、入学を取り消すことがある。
- (7) 個人情報の取扱いについて
 - ① 本学が保持する個人情報は、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
 - ② 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については1)入学者選抜、2)合格発表、3)入学手続き、4)入学者選抜方法等における調査・研究、5)及びこれらに付随する業務を行うために利用します。
 - ③ 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の1)教務関係(学籍、修学指導等)、2)学生支援関係(健康管理、奨学金申請等)、3)授業料等に関する業務を行うために利用します。
 - ④ ③の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である1)北海道大学体育会、2)財団法人北海道クラーク記念財団、3)北海道大学法学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合があります。

平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程(社会人コース)

入学資格審査要項

平成22年度本研究科博士後期課程(社会人コース)へ入学を志願する者のうち、出願資格(2)「大学を卒業した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」、「外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」並びに出願資格(6)「本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認める者で、24歳に達したもの」により出願する者の入学資格審査を下記により実施する。

1. 願書受理期間

平成21年11月9日(月)から11月13日(金)まで

注 必ず郵送とすること。【11月13日当日の消印有効】

(11月14日以降の消印の出願書類は受理しない。)

2. 出願手続

入学志願者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の「簡易書留」郵便として下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書(資格審査)」と朱書すること。

(〒060-0809) 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書(資格審査を含む) (本研究科所定の用紙によること。)
- (2) 写真 1 葉 (出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書の所定の個所に貼付のこと。)
- (3) 成績証明書 (最終出身学校のみでよい。)
- (4) 卒業証明書 (最終出身学校のみでよい。)
- (5) 従来の研究の要旨 (論文がある場合は添付すること。)
- (6) 研究計画書 (A4判の用紙によること。)
- (7) その他研究歴証明書等参考となるもの。
- (8) 返信用封筒 (資格審査結果通知用：定形封筒[23.5×12㎝]にあて先を明記し、350円切手を貼付のもの。)

3. 入学資格審査の方法

提出書類により資格審査を行う。ただし、必要と認められた者については口述審査を行うことがある。

4. 口述審査

平成21年11月24日(火) 午前10時

5. 口述審査場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院法学研究科・法学部

6. 入学資格審査の結果

入学資格審査の結果は、本人あて郵送により通知する。

電話による合否の問い合わせには応じない。ただし、12月1日以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

7. その他

出願手続後は、書類の変更は認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

8. 博士後期課程（社会人コース）選考試験の受験について

本審査要項により入学資格を認められた者は、平成22年2月1日～2月3日に行う博士後期課程（社会人コース）の選考試験を受験することができる。この選考試験を受験する者は、検定料30,000円を郵便局（ゆうちょ銀行）・銀行の窓口で振込みの手続をした上で、「検定料受付証明書」及び受験票、写真票、宛名票、返信用封筒1通を平成21年12月1日（火）～12月7日（月）までに、本研究科あて郵送すること。（郵送は「速達」の「簡易書留」郵便とすること。なお、受付は郵送のみとし、窓口を持参しても受付しないので注意すること。）

平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程学生募集要項 (外国人留学生入試)

平成22年度本研究科博士後期課程(外国人留学生入試)の入学者選考試験を下記により実施する。

1. 募 集 人 員

博士後期課程

法学政治学専攻 若干名

2. 出 願 資 格

日本国籍を有しない者で、次の各号の一に該当する者

- (1) 外国の大学において、大学院の修士課程又は専門職学位課程と同等以上と認められる課程を修了した者及び平成22年3月までに修了見込みの者
- (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与見込みの者
- (3) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成22年3月までに取得見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与見込みの者

※(5) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

※(6) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものと及び平成22年4月1日までに24歳に達するもの

※前記(5)「文部科学大臣の指定した者」

- ①『大学を卒業した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者』
- ②『外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者』

※前記(6)は、高等専門学校・短期大学の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本分校・外国人学校の卒業者など大学卒業資格を有さない者で、修士の学位又は専門職学位を有していない者を対象とする。

3. 願 書 受 理 期 間

平成21年12月7日(月)まで

注 必ず郵送とすること。【12月7日当日の消印有効】

(12月8日以降の消印の出願書類は受理しない。)

4. 資 格 審 査

前記出願資格のうち、(5)・(6)により出願しようとする者に対しては、別添「入学資格審査要項」により個別に入学資格の審査を行う。

5. 出 願 手 続

入学志願者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の「簡易書留」郵便として下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書」と朱書すること。

(〒060-0809) 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書 (本研究科所定の用紙によること。)
- (2) 写真3葉 (出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書、受験票、写真票の所定の個所に貼付のこと。)
- (3) 成績証明書 (在籍又は出身大学院研究科長作成のもの。)
- (4) 国籍を証明するもの(旅券の写し、外国人登録証明書の写し等)
- (5) 修学に必要な経済能力を証明する書類
- (6) 修士論文又はこれに代わる論文 (修士論文・これに代わる論文は、出身大学院研究科長の証明のあるもの1部及びそのコピー2部。
ただし、特別な事情があると認めるときは、参考論文の提出を求めることがある。論文が日本語以外で作成されている場合は、日本語による論文の要旨(10,000字程度)も併せて提出のこと。なお、提出された論文等は返還しない。
また、修士論文(写)等を出願期間内に提出できないときは1月22日(金)までに必ず提出すること。)
(研究論文とは、法科大学院等論文を修了要件としない専門職大学院の修了者を対象として提出を求めるものである。該当者は研究関心に即したテーマで作成すること。
リサーチ・ペーパーなどの名目で論文作成を行った専門職大学院の修了者は、当該論文が下記の字数に相当する場合には、リサーチ・ペーパーなどを提出してもよい。
研究論文の字数については、最低でも1万5千字程度とするが、専攻区分で基礎法学を選択する場合は、最低でも2万5千字程度とする。)
- (7) 修了証明書又は修了見込証明書 (最終出身学校のみでよい。本研究科在籍者は、修了見込証明書を提出しなくてもよい。)
- (8) 受験票・写真票宛名票 (所定用紙)
- (9) 返信用封筒 1通(受験票送付用:定形封筒[23.5×12cm]にあて先を明記し、360円切手を貼付のこと。)
- (11) 検定料 30,000円
(ただし、本学大学院修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する場合は不要である。)

- ① 別添の「払込書」の※欄に、志願者(本人)の住所・氏名(漢字、フリガナ)・電話番号を黒のボールペンで正確に記入して郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込むこと。【ATMは使用不可】
- ② 「払込金受領書」及び「検定料受付証明書」を郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口から受け取る際には、必ず「受付局日附印」を確認すること。「受付局日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
- ③ 「受付局日附印」が押印された「検定料受付証明書」を願書に添付の台紙に貼り付けて提出すること。
- ④ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず郵便局(ゆうちょ銀行)・銀行の窓口で振り込みの手続きをすること。

※ 本研究科研究生又は本研究科修士課程修了見込みの者が出願する場合は、上記(4)及び(5)の書類は提出不要とする。

6. 選考方法

学力試験(論文審査を加える。)の結果等を総合して合格者を決定する。

7. 学力試験

(1) 筆記試験

ア 試験科目 英・独・仏・露・中国語のうちから1か国語を選択すること。

なお、特に必要と認められた場合は、上記試験科目以外の科目に代えることがある。

イ 試験日程

月 日	専 攻	試 験 時 間			備 考
		自 10:00 至 12:00	自 13:00 至 15:00	自 15:30 至 17:30	
平成22年 2月1日(月)	法学政治学専攻	外国語 A	外国語 B	外国語 C	当該外国語の 辞典1冊に 限り持込みを 認める。(注)

(注) 当該外国語を和訳するうえで必要な場合は、複数の外国語辞典の持込みを認めることがある。電子辞書の使用は認めない。

* 外国語科目等の試験時間は、受験票送付の際通知する。

(2) 口 述 試 験

平成22年2月2日(火), 3日(水) 午前10時から

8. 試 験 場 所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院法学研究科・法学部

9. 合 格 者 発 表

平成22年2月18日(木) 午前10時

北海道大学法学研究科・法学部事務室前に掲示するとともに、受験者には郵送により通知する。

電話による合否の問い合わせには応じない。ただし、2月24日以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

10. そ の 他

(1) 出願手続後は、書類の変更を認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

(2) 長期履修について

本研究科では、職業を有している等の事情(※1)によって、標準修業年限である3年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する(※2)ことを願い出た者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。

この制度に関する照会は随時受け付けるが、適用申請方法等については、合格発表後に送付する入学手続きに関する書類で通知する。

- ※1 ① 官公庁、企業等に在職している者(給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。)または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
② 研究科において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認められた者
③ 研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認められた者

※2 在学年限は6年を超えることができない。

(3) 入学検定料の取り扱いについて

出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。

ア 検定料の返還ができる場合

- ① 検定料を払い込んだが北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻の出願書類等を提出しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類が受理されなかった場合
② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

イ 返還請求の方法

願書提出先に、「検定料払戻請求書(所定様式)」を返信用封筒(定形封筒にあて先を明記し、80円切手を貼付)を同封の上請求すること。

「検定料払戻請求書(所定様式)」に必要事項を記入の上、必ず「検定料受付証明書」を添付して、下記【送付先】へ速やかに郵送すること。

払い戻しには相当の日数がかかるので、あらかじめご了承ください。

【送付先】 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部会計担当
TEL 011-706-3122, 3123

なお、出願が受理されなかった場合については、本学から別途返還に必要な書類を郵送する。

- (4) 身体に障害のある者で受験に際し特別の配慮を必要とする場合は、12月1日（火）までに法学研究科・法学部学事担当へ申し出ること。
- (5) 高等学校卒業以降の履歴を漏れなく記載すること。なお、入学後、履歴中に虚偽の事項の記載又は記載すべき事項を記入しなかったことが判明した場合には、入学を取り消すことがある。
- (6) 個人情報の取扱いについて
 - ① 本学が保持する個人情報は、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
 - ② 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については1) 入学者選抜、2) 合格発表、3) 入学手続き、4) 入学者選抜方法等における調査・研究、5) 及びこれらに付随する業務を行うために利用します。
 - ③ 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の1) 教務関係（学籍、修学指導等）、2) 学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、3) 授業料等に関する業務を行うために利用します。
 - ④ ③の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である1) 北海道大学体育会、2) 財団法人北海道クラーク記念財団、3) 北海道大学法学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合があります。

平成22年度北海道大学大学院法学研究科博士後期課程
(外国人留学生入試)
入学資格審査要項

平成22年度本研究科博士後期課程へ入学を志願する者のうち、出願資格(5)「大学を卒業した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」、「外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学・研究機関又は法学・行政学・政治学に関連のある高度な専門的職業において2年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」並びに出願資格(6)「本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの及び平成22年4月1日までに24歳に達するもの」により出願する者の入学資格審査を下記により実施する。

1. 願書受理期間

平成21年11月13日(金)まで

注 必ず郵送とすること。【11月13日当日の消印有効】
(11月14日以降の消印の出願書類は受理しない。)

2. 出願手続

入学志願者は次の書類を取揃え、必ず「速達」の「簡易書留」郵便として下記住所へ郵送すること。直接持参しても受理しない。なお、封筒表面に「大学院入学願書(資格審査)」と朱書すること。

(〒060-0809) 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書(資格審査を含む) (本研究科所定の用紙によること。)
- (2) 写真 1 葉 (出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書の所定の個所に貼付のこと。)
- (3) 成績証明書 (最終出身学校のみでよい。)
- (4) 卒業証明書 (最終出身学校のみでよい。)
- (5) 従来の研究の要旨 (論文がある場合は添付すること。)
- (6) 研究計画書 (A4判の用紙によること。)
- (7) その他研究歴証明書等参考となるもの。
- (8) 返信用封筒1通 (資格審査結果通知用: 定形封筒 [23.5×12cm] にあて先を明記し、350円切手を貼付のもの。)

3. 入学資格審査の方法

提出書類により資格審査を行う。ただし、必要と認めた者については口述審査を行うことがある。

4. 口述審査

平成20年11月24日(火) 午前10時

5. 口述審査場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院法学研究科・法学部

6. 入学資格審査の結果

入学資格審査の結果は、本人あて郵送により通知する。

電話による可否の問い合わせには応じない。ただし、12月1日以降においても郵送による通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

7. そ の 他

出願手続後は、書類の変更は認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

8. 博士後期課程選考試験の受験について

本審査要項により入学資格を認められた者は、平成22年2月1日～2月3日に行う博士後期課程の選考試験を受験することができる。この選考試験を受験する者は、検定料30,000円を郵便局（ゆうちょ銀行）・銀行の窓口で振込みの手続をした上で、「検定料受付証明書」及び受験票、写真票、宛名票、返信用封筒1通を平成21年12月1日（火）～12月7日（月）までに、本研究科あて郵送すること。（郵送は「速達」の「簡易書留」郵便とすること。なお、受付は郵送のみとし、窓口を持参しても受付しないので注意すること。）

北海道大学大学院法学研究科

急速な社会の変化，技術の革新，経済の構造変化，そして国際化の進展など，現在の世界は刻々と変動を続けています。

そのような変化の中で，大学の法学部，大学院における法学・政治学の教育のあり方も問い直されています。

当大学院法学研究科においては，受け身になりがちだった従来の法学・政治学の教育から一歩進んで，少人数による密度の濃い指導を通して，高度の専門的知識と国際的な広い視野からアクティブに現代社会の法的・政治的現象を捉え分析する研究者及び知的リーダーを養成することを目指しています。

大学院指導教員一覧（予定）

指導教員名	専攻分野	主な研究内容
瀬川 信久 教授	民 法	民法全般を研究しているが，これまでは，主に不動産法，法解釈方法論を研究してきた。現在は，不法行為法，金融法，消費者法を研究している。これらの研究における主な視点は，「民法から見た現代社会の特質」である。
池田 清治 教授	民 法	契約締結上の諸問題を中心に，契約法の基礎理論とその現代的展開を研究。
吉田 克己 教授	民 法	不動産の所有と利用，高齢社会における民法理論，ジェンダーと民法理論などのほか，現代市民社会の構造変化に伴う民法理論の考え方の変化について検討している。
松久 三四彦 教授	民 法	民法。時効制度を中心に，財産法を研究。
藤原 正則 教授	民 法	民法。不当利得法，担保法のほか，家族法を主に研究している。最近の研究の中心は，ドイツの相続に関する予防法学を中心とした相続法である。
新堂 明子 准教授	民 法	民法，とくに，契約，多数当事者が係わる契約を研究している。今後は，代理法，信託法の検討にも取り組みたい。
吉田 邦彦 教授	民 法	・民法（とくに，所有法，契約法など）の基礎理論（日米比較）。 ・医事法・家族法と医療保障政策。最近では，居住福祉法学の諸問題。 ・フェミニズム，マイノリティに関わる民法的問題。
曾野 裕夫 教授	民 法	契約法。特に，①私人による自律的な秩序形成を促進する契約法の規範構造のあり方の研究，②国際商取引における共通私法（特にウィーン売買条約（CISG）、UNIDROIT国際商事契約原則）の研究，③日米比較契約法の研究を行っている。
林 嶋 教授	商 法	株式会社等の企業の組織・運営，企業が行う各種の取引についての法律的規制を研究。
山本 哲生 教授	商 法	保険契約と損害賠償責任の関係。損害保険契約の基本的性質。
得津 品 准教授	商 法	株式持合（相互保有株式）に対する会社法による規整。株式保有構造と法ルールとの関係。private benefitに対する法による規整。
川村 力 准教授	商 法	企業結合。会社財産と債権者の関係。倒産と企業再編。金融取引及び金融規制。
田村 善之 教授	知的財産法	知的財産法全般に渡る体系の構築と裁判例の研究。 主要著書 不正競争法概説（有斐閣），商標法概説（弘文堂），著作権法概説（有斐閣），知的財産法（有斐閣），特許判例ガイド（有斐閣・共著）
吉田 広志 准教授	知的財産法	特許法を中心に，我が国の知的財産法制のあり方を研究している。
高見 進 教授	民事訴訟法	証明の程度。仮の権利保護。訴訟，調停，仲裁等紛争解決手段の機能分担。企業倒産における権利者の処遇。当事者論。
町村 泰貴 教授	民事訴訟法	証明論，ADR，倒産法，インターネットの民事紛争

指導教員名	専攻分野	主な研究内容
嶋 拓哉 教授	国際私法	銀行倒産における国際倒産法の規律。国際金融取引・決済における準拠法決定ルールのあるあり方。 なお、金融規制法・金融取引法一般についても広く関心を有する。
長井 長信 教授	刑法	刑法解釈論の諸問題、経済刑法、医事刑法、少年法の研究。
小名木 明宏 教授	刑法	正当化と免責、罪数論、盗品等関与罪。ドイツ刑法一般についても研究。
城下 裕二 教授	刑法	責任論・未遂論・量刑論の領域における犯罪の「成否」と「程度」との関係。医事刑法、特に末期医療および臓器移植問題。
白取 祐司 教授	刑事訴訟法	証拠と事実認定論、法と心理学、少年法、被害者の手続参加、フランス刑事法など。
道幸 哲也 教授	労働法	・不当労働行為制度を中心とする労働組合法のあり方。 ・職場における労働者の自立の観点から、労働契約とプライバシーの法理を研究。
加藤 智章 教授	社会保障法	・社会保障制度における国家の位置づけ。 ・社会保険の構造に関する研究。
稗貫 俊文 教授	経済法	・独占禁止法（独占禁止法と知的財産権、市場支配力の法的評価の方法） ・経済法の変質と日本社会 ・国際経済法（東アジア経済法、WTOと競争政策）。
寺川 祐一 教授	経済法	独占禁止法。 価格カルテル事件、入札談合事件と経済社会との関係。 法執行手続とその効果及び影響。
中川 品比兒 准教授	経済法	独占禁止法の違法性判断基準、特に反競争効果と競争促進効果・正当化理由との比較衡量に関する理論構築。独禁法の実証研究。規制と競争の最適な組み合わせ。
長谷川 晃 教授	法哲学	現代の平等論、法思考の理論、メタ価値論、法クレオール論の研究。
郭 舜 准教授	法制度論	国際公共秩序の観点からの国際法基礎論・国際社会基礎論。国際正義と国家。国際社会における行政概念。
田口 正樹 教授	法史学	西洋前近代の国制史・法史。具体的には帝国の意義と性格、国王裁判権の構造と機能、刑事法史、大学と学識法など。
桑原 朝子 准教授	法史学	前近代の日本における「法」と文学の関係に関する研究
水野 浩二 准教授	法史学	中世ローマ法学、とくに（１）訴権的思考と権利的思考、（２）当事者主義と職権主義の関係の再検討、（３）普通法と個別法の関係
鈴木 賢 教授	比較法	現代中国法・台湾法。法理論の変動、憲法、民事法、東アジアにおける法曹の比較研究、家族と法、社会保障法、裁判制度、法文化、中国イスラーム法、台湾における西洋法継受など。
会沢 恒 准教授	比較法・英米法	懲罰的賠償、連邦制、アメリカ型法思考と「政策」
齋藤 哲志 准教授	比較法・フランス法	フランス民法。契約の解除。不当利得。契約消滅後の原状回復。
尾崎 一郎 教授	法社会学	法と都市、法とジェンダー、法と言語
林田 清明 教授	法と経済学	法と経済学、不法行為法、契約法の研究。また、法的推論、公共選択論にも関心がある。
岡田 信弘 教授	憲法	選挙制度や国民投票制度といった国民の国政への参加に関わる統治の仕組みについての比較研究。
常本 照樹 教授	憲法	違憲審査制、アメリカ憲法、先住少数民族の権利など。
笹田 栄司 教授	憲法	最高裁判所、審級制、裁判官、そして裁判の公開などの裁判制度、及び裁判制度を利用する際の基点となる裁判を受ける権利についての研究
佐々木 雅寿 教授	憲法	違憲審査制、カナダ憲法、人権の司法的救済など。

指導教員名	専攻分野	主な研究内容
亘理 格 教授	行政法	行政行為と行政契約, 行政の公益性と自由裁量及び行政訴訟理論。そのほか, 都市計画・環境保護に関する法制度研究。
人見 剛 教授	行政法	行政行為論, 地方自治法, 日独行政法学史。
藤谷 武史 准教授	行政法	・非営利公益団体に関する租税政策 ・租税ないし金銭賦課の政策目的利用の法的研究 ・租税法と財政法の交錯領域の研究
山下 龍一 教授	行政法	環境行政法, 行政裁量論
児矢野 マリ 教授	国際法	環境保全・持続可能な開発に関する国際法。国際法制度の執行過程に関する研究。手続的制度(事前通報・協議等)。国際紛争の処理手続。
堀口 健夫 准教授	国際法	持続可能な開発・環境保護に関する国際法秩序の研究
辻 康夫 教授	政治学	・自由民主主義をめぐる近・現代の思想・理論。
宮脇 淳 教授	行政学	・政策決定過程と財政・財投システム, 予算・会計システムに関する研究。 ・市場と公共性の関係, 政策評価と計画・予算の関係に関する研究。 ・行政組織のガバナンス, 公共投資とPFI等社会資本に関する研究。
山口 二郎 教授	行政学	・現代日本の政治過程と行政システムに関する研究。 ・政治-行政関係についての制度論的考察。
山崎 幹根 教授	行政学	・戦後日本の国土開発政策 ・地方自治制度の運用とその機能 ・スコットランド政府の活動
中村 研一 教授	国際政治	・主権国家システムの変動 ・国際政治における暴力と戦争 ・南北問題 ・地球市民社会
遠藤 乾 教授	国際政治	・主権などの基本概念の再検討 ・ヨーロッパ統合の実証的研究 ・政治的リーダーシップの分析
鈴木 一人 准教授	国際政治	・グローバル化の進展に伴う, 主権・国民国家システムの変容の政治経済学的分析。 ・ヨーロッパ統合による西欧国際秩序の変容。科学技術の進展と規制緩和による秩序変容。 ・具体的研究対象として宇宙政策, 輸出管理政策, 規制と国際標準化など。
眞壁 仁 准教授	日本政治思想史	・徳川時代の学問と政治
未 定	アメリカ政治史	
松浦 正孝 教授	日本政治史	・近代日本の「財界」と政治。 ・日中戦争 ・近衛新体制と「大東亜共栄圏」。 ・「汎アジア主義」 ・近代日本の「帝国」と「植民地」。 ・「日本型政治システム」の歴史的考察
中島 岳志 准教授	アジア政治論	・現代インドのヒンドゥー・ナショナリズム ・汎アジア主義
権左 武志 教授	西洋政治思想史	・ヘーゲルを中心とする近代ドイツ政治思想 ・ヴェーバー, カール・シュミットからハーバーマスに至る現代ドイツ政治思想 ・丸山眞男を初めとする戦中・戦後日本の政治学及び政治思想
宮本 太郎 教授	比較政治学	・福祉国家体制の国際比較 ・スウェーデンの福祉と政治経済 ・福祉政策論
空井 護 教授	現代政治分析	・戦後日本政治 ・政党論・政党システム論 ・ポリアーキー論・現代民主主義論
吉田 徹 准教授	ヨーロッパ政治史	・政党政治 ・欧州統合と各国政治 ・フランス共和主義

1. 大学院法学研究科在学生の年齢構成

(平成21年4月1日現在)

年 齢 区 分	25才以下	26～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45才以上	計
修士課程1年	12	3	1	0	0	1	17名
修士課程2年	12	8	2	2	1	2	27名
博士後期課程	4	19	11	4	4	3	45名

2. 修士課程修了者の進路状況

区 分	進 学 (博士・専門職大学院)	司法修習生	大学等研究機関	国家・地方公務員	民間企業等	個人業	その他(受験勉強・留学帰国等)	計
平成18年3月修了	6	5	0	5 (2)	13 (2)	0	14	43名 (4)
平成19年3月修了	13	0	0	2	8	0	8	31名 (0)
平成20年3月修了	7	0	0	3	8 (2)	0	7 (4)	25名 (6)
平成21年3月修了	3	0	1	4	4	0	7	19名 (0)

注記：() 数字は、社会人で内数

3. 修士論文、リサーチ・ペーパー題目一覧(平成21年3月修了者分)

1. ウィーン売買条約と国際私法の適用関係 - その国際私法的考察 -
2. 日台における養子縁組の制度的特徴及び現実の機能
3. 保険約款の拘束力に関する研究
4. ワークバランスをめぐる政治 - 「仕事と生活の調和」のアジェンダ化と各アクターの戦略 -
5. 中国における離婚に伴う損害賠償の運用と機能 - 日本法との比較において -
6. 利益相反取引に関する取締役の責任についての一考察 - 旧商法と会社法との議論を整理する上での参考に -
7. 日本の最低資本金制度の変革から中国会社法への示唆
8. 特許製品のリサイクルと消尽 - インクタンクリサイクル事件 -
9. 英法における、不法行為責任と契約責任の競合論について - Henderson v. Merrett Syndicates Ltd. [1995] 2 A.C. 145の分析 -
10. 宗教団体の紛争に関する司法審査 - 憲法学説と民訴法学説の議論の対比 -
11. 六十年安保以後における「戦後民主主義」思想の展開 - 松下圭一 の政治理論を中心に -
12. 韓国の特許侵害訴訟における無効判断の運用
13. 松下圭一 の政治思想
14. 中国不正競争防止法における商品形態の保護規定の導入に関する考察 - 兼日中不正競争防止法における商品形態の保護を中心とする比較研究 -
15. 景観をめぐる私人の利益と公法的規制 - 国立景観訴訟を契機に -
16. 20世紀アメリカ外交史におけるニクソン外交の意義と位置づけ
17. チャールズ・テイラーの思想空間 - 解釈学のアクチュアリティのために -
18. 不真正連帯債務概念の再検討 - 絶対的効力事由に即した類型論 -